

平成 29 年第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 29 年 12 月 19 日午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

7 熊谷 勝

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

日程第 1 議案第 5 7 号

東三河広域連合規約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 5 8 号

北設広域事務組合理規約の変更について

(文教厚生委員長報告)

日程第 3 議案第 5 9 号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 6 0 号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 5 議案第 6 1 号

- 設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 2 号
平成 2 9 年度設楽町一般会計補正予算 (第 7 号)
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第 7 議案第 6 3 号
平成 2 9 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 8 議案第 6 4 号
平成 2 9 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 9 陳情第 7 号
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 10 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 11 議案第 65 号
設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 12 議案第 66 号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 13 議案第 67 号
平成 2 9 年度設楽町一般会計補正予算 (第 8 号)
(追加)
- 日程第 14 議案第 68 号
平成 2 9 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
(追加)
- 日程第 15 議案第 69 号
平成 2 9 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
(追加)
- 日程第 16 議案第 70 号
平成 2 9 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
(追加)
- 日程第 17 議案第 71 号
平成 2 9 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
(追加)

- 日程第 18 発議第 6 号
設楽町ホタル保護条例について
(追加)
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 20 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。寒い日が続いております。風邪などひかないようにみなさん気をつけてもらいたいと思います。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達していますので、平成 29 年第 4 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会します。これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。12 月もはや下旬となりまして、今年も残すところ 10 日あまりとなってまいりましたが、幸い降雪による路面の凍結などはないものの、冷たい北風や氷点下の気温を記録するなど、冬の寒さが本格化してまいりました。本日は 12 月議会定例会最終日に、議員各位におかれましては、年の瀬で大変お忙しいなかを御参集を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、町政の近況についてお話をさせていただきます。まず最初は、設楽地区森林整備推進協定についてであります。去る 12 月 6 日、水曜日でありましたが、設楽町と愛知森林管理事務所、そして新城設楽農林水産事務所、また国立研究開発法人森林整備センター、そして愛知県森林組合連合会の 5 者でもちまして、設楽地区森林整備推進協定を締結をいたしました。これは設楽町全域と隣接をしております豊田市の国有林を対象として、林業また木材産業の活性化のために、民有林と国有林の関係者がお互い連携・協力しあって森林づくりを行おうということを目的としたものであります。こうした協定は愛知県内で新城地区に続きまして、2 例目となるものであります。

次に、主要地方道長篠東栄線海老バイパスについてであります。設楽ダム関連事業の 1 つといたしまして、整備が進められてきておりました主要地方道長篠東栄線の海老バイパスの海老新橋から副川大橋の間が、暫定的ではありますが 12 月 1 日金曜日に開通をいたしました。現在は旧道との取り付け工事のため片側交互通行となっておりますが、それも年内には解消される見通しということで、海老交差点付近で発生しておりました渋滞等の緩和が図られるものと期待をしているところでもございます。また、通行が可能となった区間におきましては、バイパス工事のうち 1 工区でございまして、引き続いて県道富栄設楽線との交点、いわゆる滝上の上に今信号機がございまして、その交差点のところまでを 2 工区

といたしまして、引き続き工事を進めていただくよう、一刻でも早く完成していくように、県当局に強く要望をしていくこととしております。

また次に、田口高等学校のお仕事フェアについてであります。12月7日木曜日に県立田口高等学校と共催で「第2回田口高等学校お仕事フェア」を開催いたしました。設楽町内と近隣の事業所が16のブースを並べていただきまして、今回は田口高校生の121人と山嶺教室の生徒5人、また中高一貫教育を行っております設楽・津具・東栄・豊根のそれぞれ郡内の4中学校の2年生48人の方々に参加をしていただきまして、また保護者の方も加わっていただき、こうして参加されたところでもあります。このブースに出していただいた事業所につきましては、自社の業務内容ですとか、また待遇、そしてまた地元で働くことの意義など、説明をしていただきました。セミナーのコーナーでは、最近の就職事情をテーマに講演も行っていただいたということで、生徒、保護者の方々、また先生たちが熱心に聞き入っていただいております。こうした田口高等学校の魅力化事業の一環といたしまして、若者の地元定着を図ることに加えて、卒業後の選択肢が郡内にもあることを知っていただくということ。また入学希望者の確保にもつなげていきたいという「田口高等学校の存続」を大きな目的として行っているところでありまして、継続してこれを取り組んでいきたいと考えております。

最後に、扶桑町の放課後児童クラブ専用棟等への設楽町産材の利用についてであります。扶桑町では、来年度4つある小学校のそれぞれに放課後児童クラブ専用棟の建設を予定をされております。扶桑町の千田町長は、この施設を建設するにあたり、子供たちが施設を利用するとき木の温かみを感じることで、また感性を育むことができるような施設の整備に取り組んでいきたいということで、また一方では洪水の氾濫ですとか渇水等、こうした被害から人々の暮らしを守るためのこの設楽ダム、その湖底に沈んでしまう森の恵みを扶桑町にも活用していきたいという思い、そして子供たちにこの貴重な木材は、設楽ダムに水没する上流の方の理解、また協力があってこそのものでありまして、地域の皆さんの深い理解の証だと伝えてまいりたいと、こういう3つの強い思いがありまして、その実現のために放課後児童クラブ専用棟は設楽町を中心とした北設楽産の木材で建設をしていきたいと、私に連絡がありました。私といたしましても、積極的にこのことに協力をしてまいりたいというふうに思っているところでございまして、議員各位におかれましても御承知をしていただきたいというふうに思います。

また、名古屋市が進めております名古屋城の天守閣の整備につきまして、三河産材を積極的に利用していただけるという思いで、本日の議会定例会最終日に新城以北の4市町村でもって、河村たかし名古屋市長に直接お会いをいたしまして、この要望をしてまいりたいというふうに思っております。その点につきましても、御承知置きをいただきたいと思っております。

本日は、「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等」及び「設楽町職員の給与に関する条例」の一部改正をする条例議案を2件、一般会計・特別会計の補正予算5件を追加上程をさせていただきますので、定例会初日に上程した議案と合わせまして、慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。議会定例会最終日の審議に先立ちまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営副委員長より報告願います。

10 田中 おはようございます。平成29年第4回定例会第2日の運営について、委員6人中5人が出席し、12月14日に議会運営委員会を開催しましたので、その審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告9件、委員会の調査報告1件、追加議案は、町長提出7件、議員提出1件、継続審査の申出2件であります。順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程第9までは、委員会付託案件でありますので一括上程といたします。追加議案、日程第11及び日程第12ならびに日程第13から日程第17は、一括上程です。質疑、討論、採決は1件ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、議会運営副委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」から日程第9、陳情第7号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 それでは平成29年第5回総務建設委員会委員長報告をいたします。報告に先立ちまして、1か所表記の誤りがありましたので訂正をお願いいたします。1付託事件の(1)のずっと下のほうにいきますと、反対討論というところがあります。「そもそも広域連合にその権限を任せて」のところの一番最後のほうに「共存運営の」というふうに書いてありますが、これは「町村運営」の間違いですので、ここでお詫びをして訂正していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは続けます。12月7日木曜日、8時57分から10時18分、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は委員6名全員と議会事務局長、執行部からは町長、副町長、以下そこに書いてありますような課長さん方10名に参加いただきました。付託事件は4件でした。審議の結果を報告いたします。1付託事件、(1)議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」、質疑8件、討論、反対1、賛成1、賛成多数で原案通り可決いたしました。主な質疑につきましては、下に書きましたが、豊橋市が中核市であるということで、すでに持っている権限と他の7市町村の権限が違うために、表記について、表現についての質問がいく

つかありました。それから人口割の規定変更によって、設楽町民にとっては有利か不利かという質問。それから介護保険事業計画について、保険料はサービスの違いがあるのに一律かということの質問がありました。それから保険料の賦課および徴収に関する義務について、低所得者に対する保険料の軽減とはどういう人をさすのかということで、所得段階とといいますか、町民の皆さんにはこれで安心介護保険という冊子で伝わっていると思いますが、このところの裏表紙のところに出ているような1段階から3段階の方ということです。それから地域支援事業費割は軽減割合が優位になるのはどういうところかということの質問で、設楽町などでもいろいろ地域支援事業を行っていますが、事業を多く行ったほうが結局東三河広域のほうからのお金をたくさんもらうことになるということに答弁がありました。で、反対討論と賛成討論につきましては、そこに書いてあるようなことですので、また本会議で詳細な討論が行われる予定です。

(2)議案第59号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。

(3)議案第60号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」質疑9件、討論、反対1、賛成1、賛成多数で原案通り可決いたしました。これは、前納報奨金についてのことでしたので、たくさん質疑はありましたがまとめまして、前納報奨金をなくすことは実際には増税になるのではないかという趣旨の質問に対して、増税ではなく控除をしていたところを廃して分割して納税していらっしゃる方の公平性を図るものだという答弁がございました。本日、本会議であらためてまた討論が行われると思います。

(4)議案第62号「平成29年度一般会計補正予算(7号)」について、総務建設委員会所管について審議いたしました。質疑8件、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。主な質疑としましては、マイナンバーの情報漏洩問題が本町では漏れていませんが、他の市町であるということから、事業所への特別徴収決定書に記載することについて、法的根拠と安全性確保の方法について詳しい質疑が行われました。ここに書きましたように、法に基づいて義務規定もありますので行っているということで、安全確保については、普通郵便で送っていたものを簡易書留等の安全性を確保したいということで、現在、県全体でとりまとめ中ということがございました。それから大きなこととしては、地方債の補正と継続費に係る建設事業の変更について。建設の遅れや歴史民族資料館の工事が当初の計画と変わったのかというようなことについての質問がありまして、これについては調整額9,400千円の調整予算であるということ。29年度から30年度までの工事計画だった道の駅については、歴史民俗資料館とあわせて29年度から31年度の3か年で建築するというにしましたものであって、内容の変更はありませんということで、着工は遅れているということでした。それから道の駅のアドバイザーの謝礼についての予算がありましたので、それについて詳しい説明を求める質疑がありました。アドバイザーは具体的にはまだ確定していないが、今、運営

主体をどういうふうにするかということで検討中なので、これが決まってからというふうなお話がありました。審議した議案については以上でした。

その他については特にありませんでした。以上で総務建設委員会の報告を終わります。

高森 失礼します。それでは第5回文教厚生委員会の報告をさせていただきます。平成29年12月11日月曜日、午前9時から午前9時40分まで会議を開きました。出席者、文教厚生委員5名中、熊谷委員は不都合のため欠席されました。議長、議会事務局長、町長 副町長 教育長 関係課長7名でございます。付託事件6件、議案5件、陳情1件を審議し審議結果を報告いたします。審査事件、1付託事件、議案第58号「北設広域事務組合規約の変更について」質疑なし、討論なし、全員賛成により原案通り可決ということになりました。

議案第61号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」特段質疑なし、討論なし、全員賛成により原案通り可決すべきものと決しました。

(3) 議案第62号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第7号)」文教厚生委員会所管、質疑3件、討論なし、全員賛成により原案通り可決すべきと決しました。質疑の内容としては、学童保育の今後の施策はどうか。それに関して、13名の学童を支援している。長期の休みのみ対応しているということです。

(4) 議案第63号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」質疑なし、討論なし、全員賛成により原案通り可決すべきものと決しました。

(5) 議案第64号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」質疑1件、討論なし、全員賛成により原案通り可決すべきものと決しました。質疑内容は修繕費についてです。

(6) 陳情第7号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」です。議員の意見としては、毎回同じような内容であり聞置くとしたいという提案がありました。採決をとりましたところ、挙手多数3対1で聞置くといいことに決しました。

2 その他、質疑1件として、駅伝放送の件ですが、だいたいその時刻に別の放送があったらしくて駅伝に関しての具体的な行政無線がなかったという、そういう委員から申しがありました。それに関して当事者からの発言としては、当日放送用の原稿が提出されてなかったの、そういう手順で放送がなかったという説明がありました。以上で終わります。

議長 委員長報告が終わりました。日程第1、議案第57号から日程第9、陳情第7号までの質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」の委員長報告に対する質

疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 本議案は介護保険事業を広域連合に統合するための規約変更であります。反対の立場から討論をいたします。以前、介護保険の統合によって保険料が安くなるんだというような伝言が流れておりましたけれども、広域連合議会のやり取りの様子をしてみますと、各市町村の準備基金を保険料軽減に使うことは認めるものの、統合にかかわらず保険料は上がるとの見通しが当局から示されました。表明されました。思い返してみますと、東三河広域連合は産学官から目指す地域経営体として出発したもので、住民福祉の向上を目指すところの自治体ではありません。介護保険事業など、住民生活に密接に関わるものは身近な市町村が実施すべきものであります。広域連合の事業になれば、介護保険は切実ではあるが遠い存在になり、住民の要求や不便があっても議論する場は連合議会に限られ、住民の声は届きにくくなります。介護保険の統合そのものに問題点があり、したがって統合の規約制定にも反対するものであります。以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 松下 ただいま反対討論に対しまして、私は賛成を可としての討論とさせていただきます。反対者の御意見聞くと、窓口、要するに遠い存在に、広域連合に加入すると遠い存在に住民の福祉がなるのではないかという話、それから業務についても遠くで議論されるのはいかがかというお話があります。私の意見といたしましては、ただいまやられている介護保険事業のなかで、私ども設楽町にとって、町民にとってマイナスになる点というのは、あまり僕は感じておりません。その理由としては、今、これから30年、来年から始まります第7期の保険事業に関しまして、今北設の広域組合でこの事業をやっているわけですが、今認定事業につきましても、作業につきましても、週1回の認定事業が、広域連合でこの事業が始まると、毎日どこかで認定ができるという仕組みになっております。ましてや窓口については、そのまま窓口は各市町村それぞれにあるわけですので、住民から遠くなるというような考えは、私はないだろうと思っております。また保険料につきましても、確かに言われるように一時的なものの減はあるものの、最後には上がっていくということですが、これは国自体全体でこれからの保険事業というのは大きく変わっていくなかにあるわけですので、私は広域連合に加入し、そのなかで皆さんで平等に介護保険料を負担するということがあるのが筋道だと思っておりますので、私はそういう意見のなかで賛成といたします。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第57号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 58 号「北設広域事務組合理約の変更について」の委員長報告に対する
質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 58 号について採決し
ます。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員
長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 59 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 59 号について採決し
ます。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員
長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 60 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に
対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり
ませんか。

10 田中 本議案は、固定資産税の前納報奨金を廃止する条例改定でありまして、私は
反対の立場から討論をいたします。前納報奨金廃止によって影響を受ける納税者

は2,200人弱であり、影響額は1,500千円余になります。町民のささやかな節税対策、生活防衛に対しても、情け容赦なく税金を引っぺがす。かたや毎年数億円もの基金積立を行っているのが町財政であります。わずかな前納報奨金まで廃止するとは、理解に苦しむところであります。これは町民にとっては一種の増税ではないでしょうか。今景気は回復していると言われておりますが、その恩恵は未だこの地には現れていません。ところが片方、本日議会には職員給与の引き上げと議員の期末手当引き上げが提案されています。役場は賃上げ、町民は増税ではとても理解の得られるところではありません。以上、反対理由を申し上げまして、討論といたします。

議長 原案に賛成者の発言を許します。

2 今泉 それでは賛成討論のほうをいたします。そもそも皆さん御存知だと思いますが、固定資産税とは、土地、家屋、償却資産を耐用年数と所得額から評価額を算出し、設楽町に支払う税金で消費者に課税される地方税です。特に設楽町にあっては、農家の皆さんに課税される農機具類、トラクター、田植機、ハウスなど、固定資産台帳に消費者として登録されている方が対象になっています。通常は納期が原則として、4月、7月、12月、2月の4期になっていますが、1期目に1年分を全納した場合は利息分として割り引かれるもので、税額から差し引いた額を保護します。したがって納付期限まで税金をまとめて支払うと、税金が少し安くなります。このようなことを踏まえて、今まで控除を受けていた人が控除もなくなるなどから誤解を招いているとも思われますが、これは本来納めるべき額を納付期限にそって納めることになっていきますし、公平中性を保つためにも本来の納付の形になり、納めたくても納められない方のことも踏まえていると思われれます。よって本議案にあっては、町長、担当課長からも設楽町税条例の一部改正にあっては増税とは認めがたいと申ししており、私もそのことを理解し、妥当と認められると思いますので、賛成の討論とします。以上。

議長 他に討論はありませんか。

(なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第60号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第61号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はあり

ませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 61 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 62 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 62 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 63 号「平成 29 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 63 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 64 号「平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 64 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 7 号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

3 河野 この件については聞き置くというのが適当ではないかということがありました。毎年同じような内容であるので聞き置くが適当という御意見があったのですが、内容は全て重要な問題であり適切な内容だと思います。また、それらは実現されていないからこそ、毎年陳情が行われているのであり、これに対しては聞き置くではなく、最低でも趣旨採択か採択が適当であると考えますので、私は反対であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 高森 賛成の立場から討論させていただきます。本来、この陳情書は非常に重要な案件で、私も実は預かりとか聞き置くでなくて、本会議できちっと採決すべきだと思ったのですが、設楽町においてみますと、老老介護その他重要な案件が真剣に討議されて、現段階において設楽町管内ではこの大きな問題が深刻であるというふうに認められません。したがってこの日本全体をみたときの不足に関しては、やや疑問も残りますが、この案件としてみるならば、陳情に意見書という様式もなくて是が非でも実現してほしいというそういう誠意がみられないということで、私は現在の聞き置くで適切な判断と考えております。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。陳情第 7 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 7 号は、委員長報告のとおり聞き置くとされました。

議長 日程第10「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 おはようございます。第5回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。平成29年12月13日、ここ議場におきまして、委員5名、熊谷議員は欠席であります。伊藤議長、役場から横山町長他7名、国土交通省設楽ダム工事事務所から岩崎所長他2名、愛知県豊川水系対策本部から水野事務局長さん他5名の出席のもと、委員会を開催をしました。審査事件、所掌事務の調査を行いました。設楽ダム建設事業における平成29年度の進捗状況について、設楽ダム工事事務所より説明をいただきました。質疑はありませんでした。ここでの質疑終了後、岐阜県八百津町の新丸山ダム、丸山ダムの視察に行っていました。以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第11、議案第65号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」と日程第12、議案第66号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第65号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、本年8月の人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を0.05か月引き上げ、それぞれ平成29年12月期及び平成30年度の期末手当の支給割合を2段階で改正するためであります。

続きまして議案第66号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、本年の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、給料月額を平均改定率0.15パーセント及び勤勉手当の支給割合を0.1か月、本年4月1日に遡及して引き上げるものであります。また議会議員及び常勤特別職と同様、本年12月期及び平成30年度の勤勉手当の支給割合を2段階で改正するものであります。この他、平成27年度から実施しています給与制度の総合的見直しによる55歳以上で6級以上の課長級職員の給料1.5パーセント減額の措置は、予定どおり平成30年3月31日をもって廃止されることによる附則の改正であります。以上2件の詳細につきまして、総務課長から説明します。

総務課長 それではですね、議会議員及び常勤特別職に係る改正内容につきまして、

説明をさせていただきますので、新旧対照表ならびにですねお配りしました参考資料も同時に御覧いただきたいと思います。第1条では、設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきまして、第6条第2項のただし書で、議会議員の期末手当を従来の12月期の「100分の170」に0.05か月加算しまして「100分の175」に改めるもので、年間3.3か月になります。第2条では第1条で改正しました第6条第2項のただし書部分につきまして、年間割合3.3か月に増減はありませんけども、平成30年度の期末手当の割合を6月期については「100分の157.5」12月につきましては「100分の172.5」にあらためるものであります。第3条の設楽町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正では、第4条第2項のただし書で、第1条の議会議員と同様に12月期の「100分の170」に0.05か月加算しまして「100分の175」に改め、年間3.3か月支給するものであります。第4条では、第3条で改正しました第4条第2項のただし書部分につきまして、第2条の議会議員と同様で6月期を「100分の157.5」12月期を「100分の172.5」に改めるものであります。なお年間支給額については増減ありません。戻っていただきまして、改正条文のうち附則の第1条では、条例の全部を交付の日から施行するもので、条例第2条及び第4条の規定については平成30年4月1日から適用するものであります。附則の第2条は、条例の第1条及び第3条の規定を平成29年4月1日から遡及するものであります。附則の第3条及び第4条は、議会議員や特別職の職員に支払いました12月の期末手当を内払とみなす規定であります。

続きまして、設楽町職員給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。それでは改正の詳細につきまして、改正の条をおって説明をさせていただきます。新旧対照表をお開きください。第1条の設楽町職員の給与に関する条例の一部改正は、第21条第2項第1号において勤勉手当の支給割合に係る改正で、改正前の6月期及び12月期ともに同一の0.85か月の支給でありましたけれども、人事院勧告に基づく法改正により、6月期は従来のままの0.85か月に、12か月期を「100分の85」に0.1か月加算しまして「100分の95」に改めるものです。同条同項第2号は、再任用職員に係る改正でありまして、正規職員と同様に12月期の勤勉手当の支給割合を「100分40」から0.05か月加算しまして「100分45」に改めるものであります。附則第16項は附則第12号で規定します先ほど副町長のほうから説明がありましたように、平成30年3月31日までの経過措置に係る勤勉手当の支給算定方法を定めたもので、法律の改正に基づき6級以上の課長職の職員の減額率1.5パーセントを圧縮する算定割合として決めたものであります。なお、本町ではそれにあたる職員はおりませんので報告をさせていただきます。続きまして、別表第1、第2、第3、第4の給料表につきましては、行政職給料表（一）、行政職給料表（二）、医療職給料表（一）、医療職給料表（三）の全文改正であります。参考資料にも掲載してありますように、一般職に職員は給料表に基づき、ほとんどが月額1,000円から400円の幅で引き上げ

となります。今回の改正に伴う支給状況について説明をさせていただきますと、職員の勤勉手当、特別職・議員の期末手当は全員が支給対象となります。しかしながら先ほど副町長から説明がありましたように、平成 27 年 4 月 1 日に職員の給料月額が引き下げられ減額になったことから、平成 27 年の 3 月の給料月額下回った職員につきましては、その減額分を減給補償という形で支給しておりますけれども、今回の遡及改定で、まだ 27 年 3 月の月額を超えられない職員が 16 名おります。超えられない職員は、差額分はアップするものの毎月の減給補償自体が減額となるだけで差額の支給はなく、減給補償額に溶け込んでしまうという結果となります。続きまして、平成 30 年 4 月 1 日施行の第 2 条について説明をさせていただきます。23 の次のページになります。第 20 条、第 1 項及び第 4 項のうち「附則第 12 項第 2 号」を削除するものにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、平成 30 年 3 月 31 日に効力がなくなることによりまして支給日の規定を「第 20 条の 3」と定めたものを第 1 項に限定したものであります。第 2 項につきましては、文言の修正であります。1 枚めくっていただきまして、第 21 条 1 項ならびに第 2 項第 1 号の「及び附則第 12 項第 3 号」の削除につきましては、先ほどと同じ理由となります。また第 2 項第 1 号の改正につきましては、第 1 条で 12 月の勤勉手当の支給率を「100 分の 95」にしたことに伴いまして、6 月の支給を「100 分の 85」に対して、1 年を平準化するために、6 月、12 月とも「100 分の 90」に改正するものであります。第 2 号は再任用に係る職員の規定で、正規職員と同様に支給割合を平準化するため、年間 0.85 か月を 6 月 12 月ともに 4.25 か月に改めるものであります。附則第 12 項の削除につきましては、先ほどからお話をさせていただいておりますように、平成 30 年 3 月 31 日で適用される金額が終了しますので削除するものでありまして、附則第 12 項の内容を適用している第 13 項、第 14 項、第 15 項、第 16 項も同じように削除するものであります。戻っていただきまして、条文改正の 15 ページになります。附則第 1 条第 1 項はこの条例は公布の日から施行するものであります。ただし第 2 条並びに附則第 4 条及び第 5 条は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。附則第 1 条第 2 項は、改正条例の第 1 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から遡及適用するものであります。附則第 2 条では、改正前の条例に基づいてすでに支給されました給料、勤勉手当等につきましては、今回の改正で改正後の条例に基づいて支給されるべき額の内払とみなす規定であります。附則第 3 条では、必要な事項を規則に委任する条項となります。附則第 4 条の設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ならびに第 5 条の設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、条例第 2 条同様に附則第 12 項の読替が平成 30 年 3 月 31 日で適用外になるため、その内容を削除するものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 65 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 65 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 66 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 13、議案第 67 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 17、議案第 71 号「平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 67 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 8 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 121,417 千円を追加し、総額を 6,504,008 千円とするものであります。3 ページの第 2 表地方債補正についてですが、起債の目的欄に記載してあります各々の事業の執行状況に基づき、充当起債額の増減を精査したことにより、本年度の過疎債枠に多額な残額が生じていますので、今回の追加補正において次年度に予定していました町単独事業である町道折元線の通学路交通安全対策工事を始め、4 ページの町道田口神田線法面改良工事及び町道高橋坂宇場線法面改良工事に 61,500 千円の過疎債を充当して、住民生活の安全を確保する事業の早期施工を行うものであります。それでは歳出から説明しますので、説明書 8 ページ 9 ページをお願いします。今回の補正予算は、先の条例改正議案で説明しましたように、給与改定と第 2 表地方債補正の増減に係る財源更正が主なものでありますので、一般会計及び 4 特別会計の各款各

項における人件費補正については、以下の給与改定の概要でもって説明にかえさせていただきます。1点目の給料月額につきましては、民間給与との格差に基づき改定するもので、先ほど条例で説明がありましたように400円から1,000円の引き上げでありまして、4月1日に遡及して給料表を改正しています。また給料月額の引き上げに伴い、退職手当組合負担金及び共済費に係る所要額を補正しています。2点目は、一般職の12月期における勤勉手当を0.1か月、議員・常勤特別職の期末手当0.05か月の引き上げであります。3点目は、一般職の給料月額の改定に伴いすでに支給済みの6月期及び12月期の期末勤勉手当の算定基礎額に増額が生じますので、当該所要額を算出したものであります。なお今回の補正は、それぞれ各目において不足が生じているもののみの補正としています。次に地方債につきましては、説明欄に財源更正と記載していますので、以下給与及び地方債以外の事項についてのみ説明といたします。3款民生費、1項社会福祉費、6目国民健康保険費の特別会計の繰出金は給与改定に伴う職員給与の補正であります。10ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目つぐ診療所費も同様であります。6目簡易水道費の特別会計の繰出金は、給与改定に伴う612千円と町債の310千円の減額による一般財源の増額であります。続いて14ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の15節工事請負費は、通学路安全推進会議から通学路の安全対策を指摘されました町道折元線の舗装工事費の増額補正で、児童生徒の通学の安全を早期に確保するために施工するものであります。16ページの3目道路改築費の15節工事請負費は、法面のコンクリート吹きつけの剥離崩壊及び劣化に伴い、安全通行に支障が生じ早期施工が求められるため、過疎債を充当し、次年度に予定していました町道田口神田線法面工事に21,600千円及び町道高橋坂宇場線法面工事に20,400千円を新たに計上したものであります。また町道大平久柄線改良工事につきましては、自動車が通行できない状態の解消を図るという地元からの強い要望もありまして、幅員2メートル以下を4メートルに拡幅する工事を継続し、早期の完了を目指して12,000千円を増額補正するものであります。18ページ、5項公共下水道費であります。この特別会計の繰出金は給与改定に伴う35千円と町債の41,200千円の減額による一般財源の増額であります。以上が歳出の補正であります。

続きまして4ページ5ページへお戻りください。18款繰入金、2項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金は、歳出による人件費補正及び追加の工事請負費と歳入の地方債減額補正の調整を図るために、財政調整基金から財源充当する補正であります。21款町債、1項過疎対策事業債は、それぞれ目ごとに町債に係る所要額を補正し、総額で73,300千円の減額であります。

続きまして、議案第68号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ56千円を追加し、総額を690,536千円とするものであります。それでは歳入歳出あわせて説明します。説明書の4ページ、5ページをお願いします。歳入の9款繰入金、1

項1目一般会計繰入金は、先の一般会計で説明しましたように、給料月額及び勤勉手当の引き上げに伴う一般会計からの職員給与等に関する補正でありまして、歳出はそれぞれ所要額を補正しています。

次に、議案第69号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ612千円を追加し、総額を512,595千円とするものであります。3ページの第2表地方債補正につきましては、排水管等更新工事の執行状況に基づく地方債3,100千円の減額であります。それでは歳出の説明書6ページ7ページをお願いします。1款総務費、1項1目総務管理費は人件費に係る612千円の増額補正で、2款事業費、2項2目施設整備費は水道事業債の減額を一般会計繰入金で充当する財源更正であります。歳入につきましては、4ページの5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は人件費分612千円と町債減額分3,100千円を加えた増額補正であります。8款町債は水道事業債の減額補正であります。

続きまして、議案第70号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ35千円を追加し、総額を203,074千円とするものであります。3ページの第2表地方債補正については、下水処理場造成工事の執行状況に基づく地方債41,200千円の減額であります。それでは歳出の説明書6ページ7ページをお願いします。1款総務費、1項1目総務管理費は、人件費に係る35千円の増額補正で、2款事業費、1項1目施設建設費は下水道事業債の減額を一般会計繰入金で充当する財源更正であります。4ページの歳入につきましては、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、人件費分35千円と町債減額分41,200千円を加えた増額補正であります。3款町債は、下水道事業債の減額であります。

最後に、議案第71号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第3号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ234千円を追加し、総額を98,778千円とするものであります。歳入歳出あわせて説明をします。説明書4ページ5ページをお開きください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、給料月額及び勤勉手当の引き上げに伴う一般会計からの勤勉手当に関する繰入金の補正でありまして、歳出は勤勉手当所要額を補正するものであります。

以上で5件の補正予算の説明とさせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第67号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 歳出の各項目のですね、財源更正をして補正額としては0円というところをみますと、要するに地方債を0に減額して、あるいは減額して、で一般財源でそれを充当していくというふうになっておりますけれども、全体的にお聞きしたいのは、町債を起債するときどういう見通しで起債をされているのか。つまりちゃんとした根拠だとか、交渉だとか、対策をして起債をしていると思うのですが、そこらへんが今回はどういうことかというふうになるのでしょうか。

財政課長 今回、一般財源要するに財政調整基金を多額に繰り入れをして一般財源をまかなうというような補正になっています。その理由といたしましては、現在、起債のほうの、愛知県知事との2回目の二次協議というのをやっております。で、一次協議のうちにですね、当初見込んだ事業それぞれ事業費の増減とか、これなら起債の対象になるんだらうと、こちらのほうが考えまして県のほうに協議した事業の中で、やはり起債に充当はできないという事業もいろいろありまして、その結果、かなり不要額というか、起債の返納する額ですね、簡単に言うと、が出てしまいましたが、県のほうは当初、設楽町がこのくらい29年は借入させてくださいという額で、国の財務省のほうと折衝していただきまして、で、枠取りをしていただいております。で、せっかくその枠取りをしていただいた、今回補正して総額が670,000千円くらいになるのですが、そのくらいは設楽町さんが借り入れすることが可能な過疎債の枠となっております。ですので、先ほど副町長が申し上げましたように、30年度当初予算に盛り込みたかった今までずっとやりたかった単独事業がありまして、工事関係の。そちらのほうで枠の中で動きたいということが1つ。それともう1つはですね、今回本来ならば補正すべきなんですが、ダム関係の水特事業の負担金。それから基金の事業の負担金の関係が全く補正してございません。こちらのほうも10月11月で起債と同じく該当事業がいろいろ増減がありました。そこで枠の中で、不要になった額とかも出ておるのですが、今回、それをまだ県との調整もありますので、そこらへんについては補正しておりません。ということで、特に下水道なんかは40,000千円近くを一般会計から繰り入れて、起債をその分減らすような措置をしておるのですが、実はそこはダムの関係の負担金のほうで賄える予定になっておりまして、その分を起債を減らすということに、最終的にはなりません。で、まだ今回は起債の二次協議のためにとりあえず予算のほうも協議の申請に必要となりますので、とりあえず起債のほうの議決をいただいてですね、で残りの、今回一般財源となった部分につきましては、3月の補正で水特の事業とか基金の事業とか、あと国県の補助金をきちっと精査して、で、その分の一般財源を減らすという措置をとらせていただくこととなります。

で、田中議員がおっしゃった「どういうふうに着債を見積もるか」ということなんですが、5月6月で一次協議をします。愛知県と。その折には当初予算に基づきまして、各担当課からさらにその年度の事業の申請をしていただいた額を精査しまして、その中から国県の補助金をまず差し引いて、それからその差し引いた町の持ち出し分の、ダム関係だと8割分が負担として入ってきますので、それを差し引いた分について起債をはることとなります。で、今回、そういう今までと同じこういった流れでやったのですが、いろいろ事業の増減がありまして、こういう結果になっております。ですので、今回特別に、その起債のやり方を変えたとかそういうことはありません。先ほど説明したように、たくさん事業をなるべく有利な起債ということでやっておりますので、そういった関係で水特とか

基金の関係との事業の精査をした関係で、もう一度二次協議のほうで起債を精査したということになっております。

10 田中 要するに、起債が少なくなって、町の基金からの持ち出しが増えたということになると、当初予算で予定しておいた、見通ししておいた起債が十分にできなくなってきているというふうに解釈できたのですが、そこはどうかということと、二次協議でまだ当初どおりの起債が見込めるという期待が持てるというふうに理解しておればいいのでしょうか。

財政課長 まず二次協議のほうで、当初予定して県のほうに要請した額は確保しておりますので、愛知県のほうとしてもですね、不要額はなるべく出してほしくないわけです。以前にも少しお話しましたが、過疎債って、各都道府県がですね、その枠取りに必死になっておまして、せっかく取った枠をですね、返されても困るというのが実情であります。ですので、設楽町は当初要望した額6億ここでいうと7千万くらいなるんですけれども、それは設楽町が行う過疎対策事業に充当できるというのが結論であります。ですので、起債が減ったということではなくて、一次精査の結果、対象事業を変更した。それから対象にしていた事業量の増減によってその起債も増減したということになります。

議長 他にありませんか。

6 高森 6億円も起債が拒否されたという形じゃないかと思うのですが、この普通補正の場合は持ち出しが多くなって補正することが多いのですが、こういうふうに財源そのものを更正してどかっと事業を変更するというのは、非常に珍しいケースだと思うのですが、もともとこの事業全部は、ほとんど起債できて可能なものばかりだと思うのですが、なんか他に理由があったのですか。今言われた説明だけでは、なんとなくしっくりしない。それなら最初から、もう協議する時点で、そういう内容これはだめだとかって、県のほうからそういう査定がくると思うのですが、数字を作ってからいきなりこんな感じで拒否されるというのは大変だと思うのですが、なんか他に理由がおありなんですか。

財政課長 いわゆる協議というのは、こちらから「この事業については過疎債をはらしてください」というのが協議なものですから、最初からこれはだめですということで、起債の協議にはあたりません。ですのでこちらも起債の手引きとか、いろいろ参考にしまして、最近だと、過疎債のほうソフト事業という枠もありますので、そういったことで、たとえば福祉移送サービスやなんかでも、今までは過疎債はってなかったんですが、よその市町をみると、こういったサービスにも過疎をソフト事業としてはっているところがありますので、で、有利な起債ということで、今ちょっと事業がたくさんあるものですから、なるべく公債費負担比率は少し上がってはしまうんですけれども、こういった事業をいろいろ見つけてですね、今回協議にあたったということで、最初から県のほうが「これはだめです」っていったようなことはなくて、協議の中で「ちょっとこれは過疎債にはそぐわない事業ですよ」ということで、はねられる場合がございます。

議長 他にありませんか。

1 加藤 それでは、今、財政課長さんのほうから御説明があったことなのかなというふうにお聞きしておいたわけですが、一般会計の4ページ目になると思うのですが、たとえばです。たとえば田口小学校の暖房改修工事、それから名倉小学校まるねホールの照明改修工事については、減額で0となるわけですが、今後の補正予算のなかで、これがまたお金がついて実施できるというふうな見通しがあるというふうにみさせていただいてよろしいのかどうか。お願いします。

財政課長 まずですね、名倉小のまるねホールの照明改修工事っていうことなんですけど、これは照明器具って、軽微な備品になるのですが、協議のときにですね、こちらとしては照明全体として申請をあげたのですが、県のほうは各電球を1つずつを単位にとるものですから、そうすると1個が200千円以下とかそういうものになってしまいます。そうすると対象にならなくなってしまいます。そういったことがあります。ですので、たとえばテクニク的にはですね、まるねホール照明改修工事じゃなくて、たとえば天井改修工事だとか、そういったようなことでもっていかないと、照明ということだと1つ1つの個々でとってしまうと、対象経費にはならないということになります。で、田口小学校の暖房についても全体としてみるのではなく、個々の暖房機器という話になってしまうと数万円という話になってしまいますので、ですので、そこらへんはいろいろなテクニクを使っていくわけなんですけど、今後はですね、たとえば先ほども言ったようなソフト事業で考えるだとかですね、もっといろいろなものを総合的に含めた工事として要望していくといったようなやり方をしていかないと、真っ正面からいってしまうとやはり個々でみられてしまっただけで対象外になってしまうといったことが多々あります。

6 高森 もう1点お伺いします。予算書の地方債の3ページの宝保育園関係なんですけど、15,400千円減額になった、この減額に関しては次年度にそういう追加補正というか、埋め合わせのようなそういう財源更正措置がとられる予定なんですか。

財政課長 前回、補正であったかと思うのですが、国庫補償のほうが予定より多くついたものですから、その分起債は不要だということになります。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

5 金田 非常に残念ですが、反対の立場で討論します。今、財政課長が縷々説明してくださったように、それから昨日、議員の調査権を優先していただいて、会議中にもかかわらず、財政課の方が丁寧に説明してくださいましたので、職員給与に関する財源更正、それから地方債、特に過疎債の県との協議による財源更正、水特事業、ダム基金等についての財源更正については、非常によく理解できました。ただし先ほどちょっと討論の機会を逃してしまいましたが、議員と特別職の給与

に関するところで、やはり町民の皆さんには納得できないことではないかなと思いますので、この点の議員と特別職に関するところの財源更正のところについて反対をさせていただきます。ということで、反対の立場で討論させていただきました。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。いませんか。

5 金田 載ってないというふうに、今声が聞こえているので、先ほど副町長の御答弁の中に財源更正のお話が出たように思いましたので、そのところ、ちょっと議事が戻るかもしれませんが、詳しく説明をお願いします。

副町長 先ほど、ちょっと説明しましたが、今回の人件費の補正は、制度は先ほどの条例改正に基づいて行うものでありまして、それに伴って補正をするわけですが、それぞれの一般管理費とかそれぞれの目においてすでにまだ財源が残っておれば補正する必要がありませんので、今回の議会費については、1名のやめられた議員さんの予算がまだ残ってますので、今回補正をしてないです。当然ながら、副町長の分も同じように特別職の部分は補正してません。したがって、必要な部分だけ補正をさせていただいたものであります。

5 金田 特別職に町長、教育長は入っていませんか。

議長 もう一度討論をお願いします。

5 金田 質疑のところでも詳しくお聞きしませんでしたので、それでは財源更正、特別職と議員については財源更正する必要がないということを今お話いただきましたので、反対討論と言いましたが、ここでお詫びして撤回させていただきます。ご面倒かけまして失礼いたしました。

議長 討論はありませんか。いいですか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 67 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 68 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 69 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 69 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 70 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 歳出、事業費の施設建設費について、説明をお願いします。

財政課長 施設建設費のほうは、これ先ほども、一般会計のときにちょっと説明したのですけれども、財源更正ということで、町債、下水道債を減額をして、一般会計からの繰入金に更正するというもので、先ほどふれましたが、ダム関係のほうですね、下流域の負担金の分がまだ精査しておりませんが、こちらのほうで賄えるという予定がありますので、起債を減額して、その分を一般会計からの繰入金、いわゆる一般会計のほうにダムの負担金を受け入れるものですから、それをこちらに、3月の補正になるかと思うのですが、そちらのほうでやらせていただくということで、今回は、いったんは一般会計の繰入という形になってございます。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 70 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 71 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 71 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 13 発議第 6 号「設楽町ホテル保護条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

8 土屋 発議第 6 号「設楽町ホテル保護条例について」、提出者設楽町議会議員土屋浩、賛成者設楽町議会議員松下好延、上記議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。提案理由の説明といたしまして、本町の自然環境を後世に残し、住みよい郷土の発展に寄与するため、町内に生息するホテルを保護し、その発生助長を図るため制定するものがあります。詳細につきましては、御一読をお願いいたします。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第 6 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 19「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第20「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第4回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時45分